官報告

官報事項

平成24年度塩需給見通しの公表について

塩事業法（平成８年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、平成24年度塩需給見通しを次のとおり策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

平成24年３月30日　　財務大臣　安住　淳

平成24年度塩需給見通し

（単位：千トン）

項目＼用途別		生活用	業務用	ソーダ工業用	合計
需要見込数量 (A)		199	(838) 1,712	6,407	8,317
期首在庫 (B)		59	195	1,077	1,330
供給見込数量 (C)		194	1,685	6,526	8,406
	うち国内産	144	850	0	994
	外国産	50	835	(183) 6,526	7,412
計 (D)＝(B)＋(C)		253	1,880	7,603	9,736
期末在庫 (D)－(A)		54	169	1,196	1,419

(注)

１．○「生活用」は、主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものである。

○「業務用」は、食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの（ソーダ工業用を除く。）である。

○「ソーダ工業用」は、かせいソーダ、ソーダ灰等の特定化学製品の製造に使用されるものである。

○需要見込数量の業務用欄の（　）内は、食料品製造業用の数量で内数である。

○供給見込数量のうち「外国産」は、輸入された塩及び輸入された塩をもとにして製造された塩の数量であり、ソーダ工業用欄の（　）内は副産塩の数量で内数である。

２．塩需給見通しは、塩事業法に基づく登録を受けた業者（製造・輸入・卸売）及び塩事業センターからの平成24年１月末時点の販売見込数量等の報告に基づき策定している。

３．単位未満四捨五入のため、不突合を生じる場合がある。

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成24年３月30日

中部地方整備局長　足立　敏之

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道23号	愛知県豊橋市細谷町字井ノ上95番１から愛知県豊橋市東七根町字大山223番まで
一般国道23号	三重県津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4233番１から三重県松阪市小津町字八準歸521番２まで

２　指定する期日　平成24年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成24年３月30日

中部地方整備局長　足立　敏之

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道23号	愛知県豊橋市細谷町字井ノ上95番１から愛知県豊橋市東七根町字大山223番まで
一般国道23号	三重県津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4233番１から三重県松阪市小津町字八準歸521番２まで

２　指定する期日　平成24年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成24年３月30日

北海道開発局長　高松　泰

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道228号	北斗市柳沢34番１から同市茂辺地817番１まで
一般国道232号	北海道天塩郡天塩町字川口317番３から同町字川口5692番２まで
一般国道235号	北海道沙流郡日高町字平賀157番６から同町緑町116番１まで
一般国道278号	函館市臼尻町561番１から同市豊崎町204番26まで

２　指定する期日　平成24年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成24年３月30日

北海道開発局長　高松　泰